

# 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

株式会社 東北銀行

## 1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

株式会社東北銀行は、「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」を経営理念とし、創業から一貫して経営理念を追求して参りました。

当行では、急速に IT の高度化が進む環境下において、この経営理念を踏まえ、これからもお客様に付加価値の高い金融サービスを提供していくために、電子決済等代行業者との連携及び協働によるオープン・イノベーションに積極的に取り組んで参ります。

## 2. 資金移動関連のオープン API に関する体制整備の有無、理由、実施完了時期

当行では、オープン API はセキュリティ水準を確保し利用者保護を図りつつ、電子決済等代行業者との連携及び協働によるオープン・イノベーションに取り組む上でも重要なツールであり、体制を整備します。

資金移動関連のオープン API については、具体的に以下のサービスを提供する予定です。

- 当行口座保有者向けサービス(個人のお客様で、サービス対象預金口座のキャッシュカードをお持ちの方)
  - 振替(自口座への振替) : 整備済み
  
- とうぎんビジネスインターネットバンキング(法人向けインターネットバンキング)利用者向けサービス
  - 総合振込(データ作成依頼) : 整備済み
  - 振込振替(データ作成依頼) : 整備済み
  - 給与・賞与振込(データ作成依頼) : 整備済み

## 3. 口座参照関連のオープン API に関する体制整備の有無、理由、実施完了時期

当行では、オープン API はセキュリティ水準を確保し利用者保護を図りつつ、電子決済等代行業者との連携及び協働によるオープン・イノベーションに取り組む上でも重要なツールであり、体制を整備します。

口座参照関連のオープン API については、具体的に以下のサービスを提供する予定です。

- 当行口座保有者向けサービス(個人のお客様で、サービス対象預金口座のキャッシュカードをお持ちの方)
  - 残高照会(普通預金、貯蓄預金) : 整備済み
  - 入出金明細照会(普通預金、貯蓄預金) : 整備済み

- とうぎんインターネットバンキング(個人向けインターネットバンキング)利用者向けサービス
  - 残高照会(普通預金、貯蓄預金) : 整備済み
  - 入出金明細照会(普通預金、貯蓄預金) : 整備済み
  - 残高照会(定期預金) : 整備済み
  
- とうぎんビジネスインターネットバンキング(法人向けインターネットバンキング)利用者向けサービス
  - 残高照会(普通預金、当座預金) : 整備済み
  - 入出金明細照会(普通預金、当座預金) : 整備済み

#### **4.オープン API 関連システムの開発、運用等を自行で行うか委託するかの別、及びその他のシステム構築に関する方針**

当行は、オープン API 関連システムの開発、運用等については、株式会社エヌ・ティ・ティ・データへ委託します。

当行は、全国銀行協会が公表している「オープン API のあり方に関する検討会報告書 ― オープン・イノベーションの活性化に向けて ― (平成 29 年 7 月)」、金融情報システムセンター(以下、FISC)が公表している「金融機関における FinTech に関する有識者検討会報告書(平成 29 年 6 月)」「API 接続チェックリスト」、及び関連団体の公表する各種ガイドラインに基づきシステム構築を行います。

本システムでは、以下の方式を採用しています。

- アーキテクチャー・スタイル : REST
- 通信プロトコル : HTTPs
- データ表現形式 : JSON
- 認可プロトコル : OAuth2.0
- バージョン管理 : セマンティック・バージョニング

なお、当行のインターネットバンキングシステムは、株式会社エヌ・ティ・ティ・データが提供する ANSER サービスを利用しています。

#### **5.当行における電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先**

当行における電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務の統括部門は、以下のとおりです。

- 東北銀行 経営企画部 フィンテック担当室  
(連絡先 019-651-6161)

#### **6.その他電子決済等代行業者が当行との連携を検討するにあたって参考となるべき情報**

より詳細な仕様、具体的な接続方式については、当行と「秘密保持契約書」を締結後に開示します。

当行において、この電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針を変更する場合は、当行ホームページ (<http://www.tohoku-bank.co.jp/>)によりお知らせします。

以上

平成 30 年 3 月 1 日 制定

平成 31 年 1 月 15 日 改定

平成 31 年 4 月 12 日 改定